

A1 「一定の条件を満たす団体」

- ①東京都
- ②区市町村
- ③東京都知事、警視總監若しくは警察署長または区市町村長から防犯活動の委嘱を受けた団体
- ④都道府県知事等から委嘱を受けた者により構成される団体
- ⑤地域安全活動を目的として設立された民法第34条の法人
- ⑥地域安全活動を目的として設立された特定非営利活動促進法第10条第1項の法人
- ⑦地方自治法第260条の2第1項の区市町村長の認可を受けた地縁による団体
- ⑧上記①から⑦までの団体等から防犯活動の委託を受けた者

A2 委嘱を受けるための「警察署に対する相談要領」

活動を始めるにあたって、委嘱を受けるためには活動地域を管轄する警察署（生活安全課）に相談して下さい。

- 継続的なパトロール活動
- 実施者に対する連絡、緊急時の対応

等を協議させていただいた上で委嘱を行います。

※委嘱を受けるための書類作成はありませんが、下記【A3「申請に必要な書類」】と同様の内容を聞き取り調査します。

A3 「申請に必要な書類」

- ①証明申請書
 - ②団体の概要
 - ③自動車による自主防犯パトロールの概要
 - ④誓約書
 - ⑤自動車検査証の写し
 - ⑥青色回転灯の取付位置等の資料
- を警察署（生活安全課）へ提出して下さい。

※①～④の書類は、警察署にて受領して下さい。または、東京都ポータルサイト「大東京防犯ネットワーク <http://www.bouhan.metro.tokyo.jp/>」からダウンロードすることができます。

A4 「必要な装備品」

- ①青色回転灯を1個のみ（自動車の屋根に装着）
- ②自主防犯パトロール活動中であることを表示するためのプレート等の2点を準備して下さい。

※区市町村等から補助を受けることができる場合があるので事前に相談して下さい。

A5 「交付されるもの」

- ①証明書
- ②標章
- ③パトロール実施者証



このマニュアルの内容に関する問い合わせ先

東京都 青少年・治安対策本部 安全・安心まちづくり課【電話 (03)5321-1111 内線 21-771】

始めよう 青色防犯パトロール



活動を始めるために



青色防犯パトロールについて

「自分たちの街は、自分たちで守ろう」との思いから、地域住民や民間団体、行政機関などによる自主防犯パトロール活動が急速に活発化しています。

その多くは、徒歩・自転車によるパトロールや子どもの見守り活動ですが、平成16年12月から「青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明」を受けた民間防犯ボランティア団体や行政機関については、**防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備することが認められました。**



東京都・警視庁

これから、**青色回転灯を装備する自動車**で防犯パトロールを始めたいと考えている皆様に、その手続きの方法をご紹介します。

質

問

Q 誰でも認められるものですか？

A 「青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明」を受けるためには、**一定の条件を満たす団体**でなければ申請をすることができません。

「一定の条件を満たす団体」とは

…【A1参照】

Q どの団体にも該当していないのですが？

A 「自主防犯パトロール活動の地域を管轄する警察署」に対して委嘱を受けるための相談をして下さい。

「警察署に対する相談要領」は

…【A2参照】

Q どこで手続きができますか？

A パトロール活動を行う地域を管轄する警察署に対して申請手続きをして下さい。管轄する警察署が2つ以上ある場合は、いずれかの警察署に申請して下さい。

「申請に必要な書類」は

…【A3参照】

Q 書類以外に必要なものはありますか？

A 申請時において書類以外に必要なものはありませんが、活動を行うにあたり使用する車両を特定しておくこと及び活動するためには「青色回転灯」や「自主防犯パトロール中であることを明示するプレート」等の装備が必要となります。

「必要な装備品」は

…【A4参照】

Q いつから活動ができますか？

A 申請後、警視庁での審査に合格すれば「証明書」等が交付されます。併せて「青色防犯パトロール講習（警察署が実施）」を受講した後、活動が開始できます。

交付される「証明書」等は

…【A5参照】

活動開始

※【参照A1からA5については最後頁に掲載しています】

「証明書」の交付から15日以内に運輸支局または自動車検査登録事務所（軽自動車については軽自動車検査協会）への申請（手数料が必要）を行って下さい。

では、青色回転灯を装着して、自主防犯パトロールを始めましょう。

START!!

青色回転灯、プレート及び防犯活動に必要な資材等は、各区市町村等から補助を受けることができる場合がありますので事前に相談して下さい。

出発前の準備



この青色回転灯は
杉並区から
貸与されたものです

着脱式（マグネット式）青色回転灯を装着します。
〔※屋根に1個のみ〕



警視庁から交付された「標章」を後方から見えるように掲示します。



◇団体の名称
◇パトロール中であることが判るプレートを装着します。
〔※車両の両側〕



服装、携行品を確認しましょう！

はい！
パトロール実施者証は携行しました。

写真は、杉並自主パトロール隊（ホークアイ）の田畑世話役（東京都安全・安心まちづくりアカデミー卒業生）にご協力いただきました。



安全運転で出発！

犯罪抑止効果

EFFECT!!

東京都内では、「青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロール活動」が行われている地域では、それ以外の地域よりも犯罪減少率が高い地域が多いという検証結果が示されています。

【「青色防犯パトロール車活動に関する実態調査及び効果検証」

（平成20年3月東京都作成）より】